

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 2 9 日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健主管課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 御 中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染状況把握調査」の報告内容、方法の変更等について

平素より標記調査について、御協力くださりまして誠にありがとうございます。

本調査に係る報告内容、方法等については令和 3 年 3 月 31 日付け事務連絡によりお知らせしているところですが、今般、調査項目を精選し、速やかな情報集約を図るとともに、本調査で御回答いただいていた回答フォームが文部科学省におけるシステムの変更によって令和 4 年 1 月から使用できなくなることに伴い、下記のとおりとさせていただきますので御対応のほどよろしく申し上げます。

このことについて、各都道府県教育委員会担当課におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村に対して周知くださいますようお願いいたします。都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校法人に周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 感染事例の報告について

各学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の設置者におかれては、各学校の幼児児童生徒又は教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、以下の方法により御報告くださいますようお願いいたします。御報告は 1 名の感染者ごとに 1 回ずつご入力ください（4 に基づく複数の感染者が発生した場合の報告を除く。）。

(1) 陽性診断日が令和 3 年 11 月 30 日までの事例の報告

現在御報告いただいている以下の URL から引き続き御報告をお願いします。

○幼児児童生徒用：<https://pf.mext.go.jp/admission/21016-2-2.html>

○教職員用：<https://pf.mext.go.jp/admission/21017-2-2.html>

(2) 陽性診断日が令和3年12月1日以降で12月27日までに御報告いただける事例の報告

以下の URL から御報告をお願いします。

○幼児児童生徒用： <https://pf.mext.go.jp/admission/page-27521.html>

○教職員用： <https://pf.mext.go.jp/admission/page-27526.html>

(3) 陽性診断日が令和3年12月1日以降で12月28日以降に御報告いただく事例の報告

(1) 及び (2) の回答フォームは12月27日中で使用できなくなります。12月28日以降に御報告いただく事例については、令和4年1月以降に文部科学省において新しいシステムに移行してからの御報告で構いません。新しいシステムに移行後の御報告の方法については改めて連絡します。

2. 調査項目の変更について

陽性診断日が令和3年12月1日以降の事例について報告いただく内容は、調査項目を精選し、速やかな情報集約を図るなどの観点から、調査項目を別紙のとおり変更することとします。

3. 報告内容の修正等について

御報告いただいた内容に修正等の必要がある場合は、件名を以下のとおりとし、hoken@mext.go.jp までメールでお知らせください。

(メール件名)

【修正】【学校設置者名】新型コロナウイルス感染状況把握調査

4. 複数の感染者が発生した場合について

概ね5人以上の感染者について報告する場合など報告件数が多くなる場合には、1の回答フォームによる報告方法によらず、別添の様式により御報告いただくことも可能です。その場合、件名及びファイル名を以下のとおりとし、hoken@mext.go.jp までメールで御報告をお願いします。

(メール件名)

【提出】【学校設置者名】新型コロナウイルス感染状況把握調査

(ファイル名)

【都道府県名・学校設置者名】【様式】集団発生用感染状況調査票_xlsx

5. 報告期限と公表について

速やかに（概ね感染が確認されてから1週間以内を目安に）御報告くださいますようお願いいたします。文部科学省においては、今後、月末から1週間が経過した日までに報告があった情報に基づき、当該月までの学校関係者における新型コロナウイルス感染症の感染状況を公表することを予定しています。その際、公表する内容については、個人や学校が特定されないよう集計、分析し、加工したものとします。

また、学校関係の新型コロナウイルス感染症についての調査分析に資するよう、個人や

学校が特定されないよう加工した上で研究機関等に情報を提供することがありますのでその旨御了解ください。

6. 各学校設置者への御連絡について

本調査では各学校設置者から文部科学省に直接御報告いただく形となりますが、個別の事例についてそれぞれの学校設置者に直接御連絡させていただくことがありますので御了承ください。

7. 学校等欠席者・感染症情報システムについて

今般の本調査に係る調査項目の精選に関連し、これにより把握されない情報については、今後、公益財団法人日本学校保健会の「学校等欠席者・感染症情報収集システム」のデータを活用しながら分析を行っていくことも検討しています。学校等欠席者・感染症情報収集システムへの加入については、令和2年6月8日付け事務連絡により各都道府県教育委員会等に対して依頼しているところですが、未加入の学校設置者に置かれては、ぜひ加入を検討していただきますようお願いします。

(参考) 学校等欠席者・感染症情報システムの加入について (令和2年6月8日付け事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20200611-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

(本件問合せ先)

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課 感染状況調査担当

TEL : 03-6734-2931、03-6734-2918 E-mail : hoken@mext.go.jp